

令和7年度

福島区社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

わが国では、急速な少子高齢化・単身世帯の増加等により、地域で暮らす人々のつながりの希薄化が進み、また長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響も残るなか国際情勢等を背景とした物価高騰の影響を受け、生きづらさや孤独・孤立を感じる人、生活に困窮する人が増加するなど地域福祉をめぐる課題はますます複雑化、深刻化しており、既存の仕組みだけでは解決できない課題に地域住民、関係機関、専門職が連携・協働し、支えあうことが一層重要になっている。令和6～8年度においては、「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティをつくる」を基本理念とした「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」にそって、地域福祉推進に向けた基本目標として、つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」の2つを設定。「地域づくり」や「相談支援」を推進するなかで、本会職員をはじめとする専門職や多様な活動団体が住民ニーズを把握した時や、専門職自身が必要性を感じた時に、新たな参加の場の創設や拡充を図ることも多いことから、2つの基本目標が重なる部分に「参加支援」を位置づけ、「参加支援」を「地域づくり」と「相談支援」に重ねながら推進していく。

また、近年多発する「災害への備え」も見据え、職員の災害対応力の向上、関係機関との連携強化等を進めていく。

福祉に関わるさまざまな活動主体と連携した包括的な相談支援体制の構築や、ともに暮らし支え合う地域づくりがより一層求められており、本会は身近な地域の中で「地域住民の誰もが住みなれたまちで、安心して暮らしつづけられる福島区」を目指して、取り組みを進めている。

あわせて、安定的・継続的な事業展開に向け、職員の確保・育成・定着の方策や、法人運営機能の強化など、組織経営基盤の構築を図っていく。

本会は、地域福祉の推進の中核的役割を担う団体として、地域で暮らす人々の信頼に応えていくため、地域住民、地区・校下社会福祉協議会、地域活動協議会、行政、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉関係団体、NPO、企業などと密に連携・協働し、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉のまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みをより一層推進する。

2. 事業概要

(1) 持続可能で自立した組織基盤の強化

① 人材の確保、育成、定着及び財政基盤の強化

職員の人材の確保、育成、定着させ職員のスキルを向上させる。

顧問税理士法人の会計支援のもと日々の会計処理を適正化し、財政基盤の強化を行い、なおかつ、組織の透明性をはかり、区民から信頼をしてもらえる組織をつくる。

② 組織構成会員制度の拡充

地域福祉を推進するため、地域の関係団体・組織を基本的な構成員として、地域社会の総意を結集した活動をめざし、組織構成会員制度を拡充する。

③ 運営委員会の開催

事業の充実および円滑な運営をめざし、福島区善意銀行運営委員会、福島区福祉基金運営委員会および福島区ボランティア・市民活動センター運営委員会等を開催し、地域福祉活動にかかる助成を行う。

④ 地区・校下社協会長会の開催

区社協事業などの連絡調整や、地区・校下社協相互の情報交換・連携を深めることを目的に開催する。

⑤ 地区・校下社協などへの支援

地区・校下社協活動や地域ネットワーク委員会活動など、地域の福祉活動が事業の透明性を確保しながら充実・発展を図ることができるよう、必要な支援を行う。

ア. 各地域で活動される高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロンの日程を掲載した「地域福祉カレンダー」を発行し、地域の福祉活動情報を周知する。

イ. 子育てサロンのチラシ作成や福島区地域子育て応援マップを発行し、区役所等での乳幼児健診時などを利用して子育て支援情報を発信する。

ウ. 地域の福祉活動者への研修会・講座の開催ならびに情報提供を行う。

⑥ 包括的な相談支援体制の充実

ア. さまざまな困りごとや複合的な課題を抱えた方に関する包括的な相談支援体制の充実と行政や関係機関との連携推進

イ. 見守り相談室のCSWガイドラインに基づく個別支援の充実

ウ. 生活困窮者自立相談窓口と見守り相談室の連携推進

エ. 地域包括ケアの推進に向けた総合相談を軸とした地域包括支援センター事業

の運営支援

オ. 行政や関係機関と連携したヤングケアラーの支援や啓発

(2) 地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進基盤づくり

高齢・障がい・子育て世帯などの住民が安心していきいきと暮らしていけるよう身近な地域での助け合い・支え合いを実現するため各地域で行われている見守り活動や様々な福祉活動への支援、福祉課題解決のためのネットワーク構築など、地域福祉の推進を行う。

(3) 福島区社会福祉施設連絡会の運営

区内の社会福祉施設相互間の交流、連絡調整と協働等を推進するため、連絡会の開催、福祉イベントへの参加、合同研修会の開催等を実施する。

また、社会福祉施設の地域貢献活動として、地域の子育てサロンへの保育士派遣や小・中学校での福祉教育の施設職員協力のほか、夏休みボランティア体験の受け入れ等を、積極的に支援する。

(4) こどもの居場所(こども食堂)への支援

区内のこども達が安心して過ごすことができるこどもの居場所(こども食堂)への支援を継続的に実施する。情報共有をはじめ相互の連携強化をはかるため、コミュニティサロン連絡会・こどもの居場所活動部門連絡会の開催や100万人のクラシックライブを関係機関と連携し開催する。また、こどもの居場所(こども食堂)に関連する相談・支援を行う。

(5) 多様な分野の主体・資源がつながる地域福祉活動の推進(ICTの活用)、及び広報・啓発活動の推進

① 多様な分野の主体・資源がつながる地域福祉活動の推進(ICTの活用)

多様な分野の活動主体・社会資源がつながり、活動や参加の場が柔軟に展開できるよう、新たな手法も取り入れながら区内全体で地域福祉活動の推進に向けた取り組みを実施する。

② 機関紙「福島区社協あいあいだより」の発行

4月、8月、12月の年3回(各23,000部予定)発行する。

広報検討委員会にて、企画や紙面構成の充実を図る。

③ インターネットや回覧等による情報提供

多くの住民が地域福祉に関する情報が取得できるよう区社協ホームページ・広報ふくしまでの情報発信や各地区・校下社協などの協力のもと、区社協事業や福祉、ボランティア活動などに関する情報提供を行う。また、本会が導入している公

式LINE・Facebook・Instagramを活用し、若い世代にも情報が届くよう情報発信を行う。

(6) ふれあいイベント(あいあいまつり)の開催

区内の福祉施設やボランティアグループ、市民活動団体、地域活動協議会、企業、NPOなどが、地域住民に対し、日頃の活動等を紹介するとともに、各団体相互の連携を図ることを目的に開催する。開催にあたっては、地域住民、施設、団体、企業等の参加による実行委員会を組織して実施する。

(7) 福島区ボランティア・市民活動センターの運営

地域における様々なニーズを把握し、多様性・主体性・創造性のあるボランティア・マインドにあふれた区民・在勤・在学者の運営協力を得て、ボランティア活動・市民活動の推進・啓発に努め、地域の福祉力の向上を図る。

①情報の収集・発信(広報・啓発)

ボランティア、市民活動団体、NPO、地域住民、企業、学校、福祉施設等の情報を広く収集するとともに、ボランティア・市民活動センターを区民に認識してもらうため、「あいあいだより」「広報ふくしま」「ボランティア情報紙COMVO」等への記事の掲載、福島区ボランティア・市民活動センター情報紙「あいあいボランティアだより」の発行、区社協ホームページ・公式LINE・Facebook・Instagram等のSNSの活用、区民まつり等イベントへの参画など、ボランティア・市民活動に関する広報・啓発を行う。

②事業企画・推進

住民のニーズに基づきボランティアや各団体と協働し、企画・推進する。活動者の自主的な企画・推進を支援する。

③ネットワークの構築

区社協との接点の有無、規模の大小に関わらず、地域・市民活動団体、ボランティア、NPO、企業、商店街、福祉施設、学校等、多様な個人・団体・組織とのネットワークの開拓・構築を進める。ボランティア・市民活動団体連絡会、企業・NPO交流会などを開催し、繋がりを強化していく。

④ボランティア・市民活動への支援

ア. 新規の活動に対する支援

イ. 各助成金の説明・申請受付・交付手続きの実施

ウ. 情報収集のためのパソコン、図書、資料コーナーを常設

エ. 印刷機・拡大機・紙折り機等の利用を低価格で提供

- オ. ボランティア・市民活動センターでの会議、打合せ、練習等、場の提供
- カ. スキル、ノウハウ、ネットワークに関する支援
- キ. その他、各種団体が活動の発展に寄与するために必要な支援

⑤福祉教育・研修の推進

- ア. 地域住民、学校、企業への福祉教育・研修を当事者・ボランティア等と連携し実施
- イ. 高齢者、障がい児・者、認知症等の啓発と講座・イベント等の実施・協力
- ウ. ボランティアに対する定期的な福祉教育、研修会の実施

⑥相談の受付・情報提供

ボランティア・市民活動等に関する情報提供や、ボランティア・市民活動希望者や依頼者への支援、ボランティア・市民活動の養成・啓発などの相談を行う。
ボランティア・市民活動に対する相談に加え、NPOの組織化や運営支援に関する相談や企業等の社会貢献・地域貢献に関する相談にも柔軟に応じる。(大阪市ボランティア・市民活動センターと連携を行う)

⑦ボランティア活動のコーディネート

個人・施設・学校・団体から相談を受けて、ボランティアを紹介し、ボランティア活動希望者へ活動を紹介したりと、依頼者とボランティアの間の活動が円滑に行われるための調整を行う。

⑧ボランティアの養成・育成

精神保健福祉ボランティア養成講座・傾聴ボランティア養成講座・災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座のほか、関係機関と協働してボランティア養成講座の開催や、ボランティアグループが主催するボランティア養成講座・フォローアップ研修への協力・支援や登録ボランティア向け研修会を開催する。

⑨ボランティア総合補償制度(ボランティア保険)受付業務

ボランティア活動中の予測し得ない事故を補償するボランティア保険の加入促進と受付業務を行う。

⑩災害に備えた平時からの取組みの推進

地域や関係機関、企業等と協働し、福島区社協災害対策本部・災害ボランティアセンター設置・運営訓練等の災害訓練を実施し、大規模災害時を想定した実践訓練を行う。また、区社協において、職員の災害対応力の向上のため、研修を実施する。

⑪区社協内の他事業との連携

区社協内の生活支援体制整備事業や福島お助けネットワーク等と連携し、相互の事業活動につながるようなボランティア養成等の講座や研修を開催する。

⑫その他

福祉施設等との連携、教育機関、地元企業、NPOや市民活動団体との連携・協働、その他必要と思われる活動を実施する。

(8)障がい者福祉に関する事業

①点字本・点訳絵本の作成・貸出

視覚障がい者の方を対象に、点訳本や点訳絵本の作成および貸し出しを行っているボランティアグループを支援する。

②福島区広報等の朗読テープの作成・貸出

視覚障がい者や活字の読みづらい方を対象に、朗読テープの作成および貸出を行っているボランティアグループを支援する。

③その他、障がい者福祉に寄与すると思われる活動の支援

当事者団体・グループとの連携・協働をととして、支援を行う。

(9)地域福祉に関する事業

①車いす・スロープ貸出事業

車いすを必要とする区内在住者に車いす・スロープの貸出(2週間以内)を実施する。

②福祉教育のため車いす・アイマスク・高齢者疑似体験セット・ボッチャ等貸出事業

地域福祉活動、福祉教育の進展に寄与することを目的に貸出事業を実施する。

(10)高齢者敬重訪問の実施

令和7年度に満100歳を迎える高齢者を対象に、区役所と合同で敬重訪問を行い、お祝い品を贈呈する。

(11)善意銀行の運営

機関紙「あいあいだより」やホームページにより、区民に向けて、善意銀行の啓発を行い、福島区の地域福祉の推進のため適正な運営を図る。

(12)福祉基金(植本基金・小林基金・手嶋基金)の運営

区内で活動するボランティア(個人・グループ)に対する支援及びこれから活動を推進していくボランティア(個人・グループ)や自助グループ等の立ちあげを支援する福祉基金の運営を行う。

(13)地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における要援護者

の見守りネットワークを強化するため、「見守り相談室」を設置し事業を実施。

令和7年度も引き続き、機能①（地域の見守り活動への支援）をもとに、関係機関と連携を深めながら、機能②（孤立世帯への専門的対応）の取り組みを進める。

機能①地域の見守り活動への支援

日ごろの見守りや災害時に活用できるよう、地域と行政が要援護者の情報を共有するための要援護名簿を作成し、地域へ提供する。要援護者名簿等を活用し、地域における見守り活動の推進を支援する。

令和6年度は、新たな取り組みとして個人情報保護法（個人情報取り扱い）に関する研修を開催した。要援護者名簿には大切な個人情報が多く掲載していることを認識し、適切に取り扱ってもらうため要援護者の個人情報の取り扱いに関する協定を結んでいる団体を対象に令和7年度も引き続き研修を実施する。

機能②孤立世帯への専門的対応

福祉サービスや必要な支援を受けていない制度の狭間の要援護者世帯に対して、関係機関と連携して専門的な支援へつなぐ。

また、ひきこもりの家族会「しまりす会」や誰もが参加できる居場所づくり活動「ふくるカフェ」など、区社協内の各部署や関係機関・ボランティア団体等と連携しながら、生きづらさを抱える当事者や家族に向けた支援を継続して実施する。

機能③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

認知症高齢者等が行方不明になった際、事前登録された情報を区と協定を結んだ協力者へメールを配信し、発見協力依頼することにより早期の発見・保護につなげる。

昨年度、新たな取り組みとして見守り協力員向けに～認知症になっても安心して生活できる福島へ～認知症声掛け訓練を実施した。高齢化が進む中で認知症で行方不明になる人が増えており、認知症の人を気にかけて見守ってもらえるような地域づくりとなるよう令和7年度も引き続き実施する。

(14) 大阪市生活困窮者自立支援事業（相談支援）

令和7年度から3年間委託事業者として選定され、本事業を実施する。

あらゆる生活課題に関する相談窓口であり、困りごとを受け止め、相談者に寄り添い丁寧に対応する。また、制度や事業の枠にとらわれることなく、課題を見逃さず、本人の思いや願いを実現できるよう、法人全体で重層的な支援を行なう。

①谷間のない包括的な相談支援体制の構築

生活困窮者を早期に把握し、包括的な相談に応じる窓口として生活困窮者が抱える課題を的確に把握する。複合的な課題を有している場合など継続的に支援を行い、その方の置かれている状況や本人の意思を十分に確認し支援プランを策定する。

②就労支援

就労経験がない又は、経験が少ない方へ「就労準備支援事業」や「就労訓練事業」を提案し、ビジネススキルの向上の支援や求職活動などの実践的な支援に「総合就職サポート事業」及び「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用します。

③家計改善支援事業

経済的な問題が背景にある課題を把握することで家計の再生に向けた具体的な方針を立て、自ら家計管理ができるように支援する。

④事業の周知

区保健福祉センターと連携し、区民や関係機関等への周知に努める。自立相談支援機関が主体となり、地域の関係機関等を対象とした会議に出席することで事業内容や制度の周知に努めるとともに地域のネットワークづくりに貢献する。

⑤関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制構築や関係機関とのネットワークづくりを行うとともに地域に不足する社会資源の開発を行う。また、区保健福祉センターが開催する「支援会議」に参画し区役所各窓口との連携を図る。

⑥アウトリーチ機能強化

- ア. 若者の貧困層や区役所等へ相談に行きにくい方を対象に、カード型チラシを利用し、インターネットカフェやコンビニ等へ設置を依頼し周知する。また引き続き、見守り相談室等と協働しながら、ひきこもりの方の居場所づくりに取り組む。
- イ. 相談窓口へ来られないひきこもりの方へメールを使用した相談業務を実施していく。
- ウ. 見守りネットワーク強化事業や地域包括支援センター事業と連携して出張相談会等を開催しアウトリーチを強化する。

⑦ひきこもり当事者等の居場所「ふくくるカフェ」の開催

見守り相談室等と協働しながら、ボランティアグループの協力を得て、ひきこもり

等の方の居場所を引き続き開催する。

⑧国、市への調査・検討への協力

生活困窮者自立支援制度の適正実施に資するため、国または市が行う実態調査や課題検討に係る調査等に協力する。

⑨自立相談支援事業従事者養成研修への受講等

ア. 国又は大阪府等が行う自立相談支援事業従事者養成研修等には、可能な限り積極的に参加する。

イ. 区域を越えて相談支援員間で「顔の見える関係」を構築するため、情報交換やケース検討、他都市状況の研究、地域づくりの効果的な取組方法等、制度の推進に資するテーマを設定し、ブロック会議等を実施する。(概ね年4回程度開催し、年間最低1回は企画する)

⑩事業評価の実施

大阪市が策定する事業評価(体制評価、中間評価、結果評価の3つの観点を踏まえたもの)を実施する。

(15)生活支援体制整備事業

第1層生活支援コーディネーター(区域を担当)及び第2層生活支援コーディネーター(地域包括支援センター圏域を担当)が、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、ニーズや地域資源の把握・ネットワークの構築、ボランティア等の生活支援活動の担い手の発掘及び養成並びに介護予防・生活支援サービスの創出支援などを行う。

①ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

ア. 地域資源等の把握及び一覧表等の整備

地域ごとのニーズや地域資源を把握するとともに、シニアのための暮らしのお役立ち情報ガイドなど地域資源の一覧表やコミュニティサロンマップ・カレンダーを作成し、定期的に更新する。

イ. 協議体会議等の開催

高齢者支援の事業所等が参画する高齢者支援会議と連動しながら協議体会議を年4回程度開催する。地域ニーズや既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進について、多様な主体間で意見交換や情報共有を行いながら、地域の課題に対応した今後の地域資源の開発の進め方等について企画等の意見交換を行う。

②地域資源・サービスの開発

ア. 地域資源・サービスの立上げ支援

地域資源やサービスが不足する場合は、多様な事業主体に働きかけを行い、不足する地域資源・サービスの立上げ支援を行う。

イ. 地域資源・サービスの継続支援

地域で把握している既存の地域資源において、活動者の不足や活動場所の確保、参加者の減少などの課題により継続が困難となっているものについて、関係機関と連携のもと、活動者との話し合いや助言、情報発信などを通して、活動の継続に向けた支援を行う。

ウ. 講座等の開催

通いの場への高齢者の参加拡大に向けて、eスポーツを活用した居場所づくりを推進し、いままで活動に参加されていない高齢者の参加を促し、地域住同士の交流のきっかけづくりを行うため、体験会を実施するほか、新たな担い手の発掘及び養成を目的とした講座等の実施に向けて、地域関係先と調整を行い、講座等の開催に関する周知チラシ等を広報紙や掲示板、町会回覧等により広く周知をおこなうとともに、定期的な開催を行う。

エ. 活動の場の発掘・開発

社会福祉施設、マンションの集会所等、地域のニーズに合ったサービスを提供する場を確保し、多様な実施主体がサロン等の活動を行うことができるように調整を行う。

③ サービス実施情報の周知等

生活支援体制整備事業に関する情報や高齢者の集いの場所などの社会資源を掲載し、集いの場へ参加促進及び事業の周知のため年2回生活支援コーディネーター通信を発行する。

とりまとめた生活支援・介護サービス等の地域資源に関する情報を、各種講座等でのチラシ配布や、掲示板への掲示、広報紙への掲載等により広く周知に取り組む。

(16) 地域の福祉活動サポート事業及び福島お助けネットワーク事業

① みんなの相談室(地域福祉コーディネーター)

地域のコミュニティセンター・福祉センター(10ヶ所)に相談窓口を設け、地域福祉コーディネーターを配置し、訪問、電話等での相談や関係機関・施設につないだり、見守り活動等を行う。

毎月開催する事務連絡会での情報交換のほか、福島お助けネットワーク事務局や見守り相談室、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター等と協働し

て地域住民への情報発信や新たな担い手づくりに取り組む。

個人情報の取扱、人権意識の高揚を図る研修会をはじめ、新たな制度の利用やサービスについて学ぶ研修会を開催し、個別相談の対応に取り組む。

②福島お助けネットワーク

利用者の日常生活ニーズに対して、有償ボランティアがサポーターとしてサービスを提供する。新たな登録サポーターの開拓と利用者を募集し、住民どうしが支えあうシステムを推進する。

ア.ホームページの活用やチラシ・ポスターを公的機関や地域の身近な施設、コ

ンビニエンスストアさらに居宅介護支援事業所に配付し事業周知に取り組む。

イ. サポーターを対象とした個人情報の取扱やスキルアップのための研修会を開催する。また、生活支援ニーズのある住民(利用者)や活動支援の担い手(サポーター)を発掘できるように、地域福祉コーディネーター(みんなの相談室)や地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、ボランティア・市民活動センター等の関係機関と連携し周知に取り組む。

(17)生活福祉資金貸付事務事業

低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として、無利子または低利で生活に必要な各種資金を貸し付けるとともに、世帯の自立に向けて支援する事業で、資金の貸付及び償還に関する書類の交付や受付対応、借入申込者への支援業務を行う。

また、新型コロナウイルス感染症特例貸付の償還開始に伴い、令和4年12月から実施している特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について、市社協と調整しながら返還が困難方への猶予申請や生活再建に係る相談支援など、貸付特例後の生活困窮等の諸問題に対して、生活困窮相談窓口等との連携しながら支援を行っていく。令和7年4月よりフォローアップ事業として、償還免除者、滞納者等に現在の状況を確認するため、郵送や電話、場合によっては訪問を行う。

(18)緊急時安否確認(かぎ預かり)事業の実施

独居等の高齢者が家屋内で転倒等により外部から安否確認できない場合、事前に預かった鍵を用いて家屋内に入り安否確認を行い孤立死等の不幸な事故を未然に防ぐことを目的とし、区役所や高齢者支援会議、区社協各部門等と連携し海老江西地域で継続して実施する。

(19)その他

①各種研修会等への参加

- ②日赤会費(社資)事務等への協力
- ③大阪府共同募金会事務等への協力
- ④区地域振興会連合町会長会、区地域女性団体協議会連絡会、区体育厚生協会事務等への協力
- ⑤介護予防に資する区社協独自事業の実施
- ⑥その他必要とされる事業の実施

3. 公益事業・介護保険事業・指定管理運営事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

令和3年(2021年)度から6年間の委託事業者として、引き続き事業を実施する。

また、認知症強化型地域包括支援センターとして、キャラバン・メイト連絡会への参画、認知症・認知症予防講座等を行い、広く住民に新しい認知症観について知ってもらう機会を設け、福島区内の認知症対応力向上に取り組む。認知症施策推進の中核機関として、認知症高齢者を支援するネットワークの充実を図り、認知症カフェ等認知症支援を行う機関の取り組みを後方支援することを通じて、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

① 総合相談

高齢者等が、住みなれた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう高齢者やその家族・近隣住民・地域のネットワーク等から、様々な相談を受けて、包括的な支援を行う。

身近な相談窓口として、福島区全域担当の当センター(あいあいセンター)のほかに、下福島地域担当の阪神長楽苑および野田地域担当の福島ともしび苑のランチ(総合相談窓口)とも連携をとりながら相談に対応していく。また、ランチへの支援・相談窓口の周知広報を行う。

② 権利擁護

実態把握や総合相談により、権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合、諸制度の活用を行う。

ア. 成年後見制度

イ. 虐待への対応

ウ. 消費者被害の防止

③ 高齢者虐待防止への取り組み

高齢者虐待の通報・相談は年々増加傾向であり、地域活動者を対象に高齢虐

待防止啓発を行う。また、福島区高齢者虐待防止連絡会議に参加し、福島区保健福祉センターとも連携しながら、高齢者虐待防止のネットワークづくりに取り組む。

④介護予防に関するマネジメント(介護予防・日常生活支援総合事業)

高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制を目指す。要介護状態にならないよう、介護予防に取り組む支援を行い、高齢者の状態像に応じた相談・支援を行う。

⑤介護予防ケアマネジメント

介護保険にて要支援1・2の認定を受けたサービス利用希望者に対して、本人の希望、状態像に応じた自立支援を促す介護予防ケアマネジメントを行う。居宅介護支援事業所に委託する際は、契約時にアセスメントを行い、必要に応じて助言し、委託業務が適切に実施されるようケアプラン点検等に努める。

⑥包括的・継続的ケアマネジメント支援

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続できるようケアマネジャーに対して困難事例等への指導・助言や地域ケア会議等を開催するとともに高齢者やその家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるよう包括的・継続的に支援する。

また、高齢者のQOL向上を目指すために、多職種の助言を得ながら、自立支援・介護予防の観点から個別のケアマネジメントについて検討を行う「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を開催する。

⑦ケアマネジャーの相談・支援

ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、3職種(保健師及び看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員)の専門的な見地からの個別指導・相談への対応支援を行うとともに関係機関と連携し、具体的な支援方針を検討する。

ケアマネジャーの日常的な業務支援のため、居宅介護支援事業者連絡会と連携して相互の情報交換を行い、ケアマネジャーのネットワークを構築するとともにケアマネジャーのスキルアップを図る。

⑧関係機関のネットワークの形成

ア. 居宅介護支援事業者・訪問介護・訪問看護・通所介護・介護ホーム・医療機関相談員等の連絡会の開催を支援し、関係機関相互のネットワークづくりをすすめていく。

イ. 在宅医療・介護連携支援コーディネーター、医療機関等と連携を強化し、福島区民が安全に安心して過ごすことができるまちをめざす。

ウ. 福島区医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護保険事業所・区社会福祉協議会等と共同開催している「福島区の在宅医療を考える会」においても、関係機関との協働によるネットワークの構築を目指す。

⑨出張相談会の実施

高齢者等に関する様々な相談に対して、各コミュニティセンターや福祉センターなど高齢者が集う場所に出向き、地域包括支援センターがより身近な相談窓口であることを周知し、相談を受ける。また、商業施設や区役所等、幅広い世代の住民が利用する場所のほかマンション居住高齢者に向けてマンション集会室等での出張相談会・イベントを開催。誰もが相談しやすい環境づくりに努めるとともに区民に対して地域包括支援センターの周知広報を行う。

(2) 家族介護支援事業

○家族介護者のつどいの開催(かいご泣き笑い会：奇数月 第3木曜日)

日常介護している家族が、介護について一人で悩まないことを目的として、介護者同士の対話ができる交流会や勉強会等を開催する。

(3) 認知症初期集中支援推進事業

大阪市では、認知症初期集中支援チーム(医療・介護の専門職)を地域包括支援センターに設置。福島区内においては、当協議会が受託し、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築する「認知症初期集中支援推進事業」を実施する。

①認知症初期集中支援チーム員

適切な医療や介護サービス等に結びついていない在宅の認知症または認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、ひとりひとりの状況にあわせ、チーム員会議で支援の方向性を検討し、受診勧奨、介護サービス利用支援、家族のサポート等、ご本人やご家族の自立した生活のサポートを集中的に行う。

②認知症地域支援推進員

若年性認知症の方への支援をはじめ、適切なサービスが切れ目なく提供されるよう関係機関の連携体制の強化や地域資源の開発並びに地域の認知症対応力向上に取り組む。また認知症の人や家族の身近な地域で社会活動に参加できる体制整備を推進する。

(4) オレンジサポーター地域活動促進事業

認知症診断後の空白期間等における早期からの支援として、認知症強化型地域包括支援センターに「認知症地域支援コーディネーター」を市内24区に配置し、次の取り組みを実施し、認知症の人にやさしいまちづくりを推進する。

①ち〜むオレンジサポーター

地域において認知症の人や家族の身近な支援ニーズとオレンジサポーターをつなげる仕組み「ち〜むオレンジサポーター」を構築し、認知症の人や家族に対する心理的・生活面に対し支援等を図るとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場を整備し、「共生」のまちづくりを推進する。

②オレンジパートナー

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を推進するため「オレンジパートナー」制度を設け、認知症の人にやさしい取り組みや認知症の人の支援に関する社会貢献活動を行う企業等を「オレンジパートナー企業」として登録・周知することで、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の促進を図る。

(5) 日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと事業)

あんしんさぼーと相談員が、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業を行う。区社協において相談から契約、福祉サービス等利用援助および日常金銭管理・書類等預かりサービスの提供を行う。

日常的な金銭管理サービスは、あんしんさぼーと生活支援員がサービス提供し、福祉サービス等利用援助は地域包括支援センターや各種関係機関と連携して支援を行う。あんしんさぼーと事業の周知のため、各種連絡会での周知活動やパンフレットの配布を実施する。

(6) 介護予防事業

①介護予防教室事業「なにわ元気塾(あいあい教室)」

各地域のコミュニティセンター・福祉センターを利用し、閉じこもりがちな高齢者に対して、地域で身近に集える場や気軽に取り組めるプログラムなどを提供し、心身に適度な刺激を与えることで、生活機能の閉じこもり状態、認知状態、うつ状態の改善を図り、生活機能の低下予防を目的に実施する(各地域月1回、1回あたり約1時間)。

②介護予防運動クラブ(区社協独自事業)

4種類のマシンを使用し、筋力低下の予防や筋力維持を目的とした介護予防事

業を実施する。講師の指導のもと取り組む年3クール程度(1クール12回程度)の開催のほか、参加者自身が自主的に介護予防運動を行うコースを運営する。

(7) 子ども・子育てプラザ

① 子育て活動支援事業

ア. 子育て情報の収集・管理・提供

- ・プラザだよりの発行(毎月15日)
- ・ホームページの情報更新やイベント等の申し込みフォームの活用
- ・区役所主催「赤ちゃん広場」での周知・広報(月1回)

イ. 地域の自主的な子育て活動への支援

- ・地域の子育てサロンや子育てサークル等への後方支援
- ・地域の子育てサロンへの出前講座の実施
- ・地域での担い手養成のための子育て支援ボランティアの養成等の開催
- ・各種子育て支援団体への遊具・絵本等の貸し出し事業の実施

ウ. 子育て中の親子の支援

- ・毎月子育て支援講座や親子イベントを開催。適宜子育て支援室等の関係機関と連携し相談業務を行う。
- ・子育て支援講座・・・「ベビーマッサージ&産後ヨガ」や「パパと遊ぼう&ママのリフレッシュ講座」等の開催。また妊婦およびプレママ・プレパパ対象の講座を開催する。
- ・親子イベント・・・年1回「プラザまつり」の開催や毎月「似顔絵をかいてもらおう」・「ウキウキ身体測定」・「親子ビクス」や季節ごとの工作イベントを実施

エ. 児童の健全育成

- ・自由な遊び場の提供・・・開館日全日
- ・福島図書館からの図書貸出・・・5週間ごとに交換し、15冊を常設
- ・こどもボランティアの養成・・・常時
- ・「卓球の日」・「キッズクッキング」など各種イベントを毎月開催
- ・アウトリーチイベント(出張イベント)の開催・・・年2回 区民センター等で開催
- ・「みんなの声」と題し児童の声をイベント等に反映する取り組みの継続
- ・学習支援として多目的室を学習室として開放する

オ. 地域関連事業

- ・併設の老人福祉センター利用者との世代間交流事業の実施
- ・地域商業施設での出張イベント「しゃぼん玉であそぼう」等の実施

- ・区内つどいの広場との協働イベント「赤ちゃん運動会」等の実施

②ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を提供したい者（提供会員）と依頼したい者（依頼会員）が会員となり、子育ての相互援助活動を実施するためのコーディネートを行う。

- ・広報「ファミサポ通信」の発行（年4回）
- ・提供会員を増やす目的として子育て支援ボランティア養成講座の開催
- ・会員同士の交流やスキルアップを目的とした学習会・交流会の開催
- ・会員のニーズに沿ったコーディネートの実施

③地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

- ・乳幼児と保護者を対象とした交流の場「つどいの広場」の開催
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・子育てに関する講習「ほめ方・しかり方講座」やイベント「お誕生日会」の開催
- ・福島子育て支援センターと協働しイベント・相談会「ちっちひまわり」の開催
- ・区内つどいの広場と連携し、「こどもの事故防止」に関する講習の開催
- ・ブックスタートの実施（協力：福島図書館 毎月1回土曜日開催）

④区において実施する事業

- ・子育て支援連絡会発行の「フッピーキッズ」および「おでかけカレンダー」の編集、印刷、配布を行う。
- ・子育て支援関係機関が互いに連携し、情報交換等が行えるよう、事務局として「子育て支援連絡会」を開催する。
- ・支援が必要な児童や家庭について、区子育て支援室と情報共有を行う

(8) 老人福祉センター管理運営事業

指定管理者として令和6年（2024）年度から令和10年（2028年）度まで、大阪市立福島区老人福祉センター（愛称：きらめきセンター）を管理運営する。

3年半のコロナ禍は、高齢者に多大な身体的な影響を及ぼし、フレイル化・認知症が増大した。センターはこれらの低減に貢献できることを実施し、利用者の増大にもつなげたい。

大阪市の施設として24区に26センターある中で利用率は8.6%で2位であった。（令和4年度大阪市福祉局調査）令和7年度は、トップの北区の9.1%を超え10%以上を目指し、トップを目指し取り組んでいきたい。（令和6年度と同一目標）

高齢者一人ひとりが抱える課題や悩みの相談窓口として、区社協（あいあいセンタ

一)と連携して適切な機関につなげる。令和7年度は、引き続き一般介護予防の通いの場としての機能充実を図り重点事業とする。一般介護予防に係る講座・行事を「福島区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」に集中させる。年間をとおして切れ目なく一般介護予防に資する各種プログラムを提供する。

令和7年度は、センターの広報活動を更に積極的に行い利用者の拡大にも努める。また、大阪市役所福祉局、福島区役所、センター施設運営委員、生きがいと健康づくり推進会議委員などとも相談し、情報共有を図りながら進める。

①一般介護予防の推進事業(福島区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業)

ア. 健康づくり講座

健康づくりの3講座を年間、合計30回実施する。

イ. 健康いきいき教室

講話を交えた健康体操を夏季5回、冬季5回の年間10回開催する。

ウ. 介護予防ダンス

音楽に合わせて楽しく手足をバラバラに動かすことで脳の活性化を図る。

12回講座を2回、年間24回開催する。

エ. いきいき百歳体操

年4回、作業療法士など専門職よりアドバイスを受ける。

オ. 一般介護予防に資する通いの場の魅力づくりとして「チャレンジ数独」「大人の塗り絵」を行う。脳トレの一つである数独によって認知症の予防につなげるとともに、数独、大人の塗り絵の楽しさをとおして通いの動機付けを図る(ひきこもり防止効果)。

②生きがいづくり事業

ア. 生きがい探求の機会の提供

創造活動の促進としての「きらめき文化祭」ならびに世代間・地域間交流としての「お誕生日会」、また、季節行事を通じて文化伝承活動「七夕まつり」「盆踊り大会」を開催する(福島区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業)。ミュージアムや伝統文化施設等で行う教養講座を実施する。また、「きらめき コンサート」を開催し音楽との触れ合いを実施する。(福島区高齢者の生きがいと健康づくり推進事業)。スポーツをとおした健康増進活動として、毎月曜日、自由に参加できる「卓球ひろば」「ディスコンひろば」を開催する。

イ. 同好会・サークル活動支援

同好会の立ち上げから、同好会間の日程等の調整、会員募集の広報等を実施し、同好会の公平で健全な活動を支援する。(令和5年3月現在、24の同好会が登録。)現在、同好会のリズムセラピー、卓球1.2、カラオケが休止中であるが4月よりの再開を目指している。

③相談・情報提供事業

ア. 身近な相談窓口

あいあいセンターをはじめとする関係機関につなぐ高齢者の身近な相談窓口の役割を担う。また、高齢者に係る問題について適宜、講座を開催して、課題解決をサポートする。

イ. 公的情報ならびに健康および生活関連の情報提供

「きらめきミーティング」(区長を招いた高齢者車座集会)、大阪市・福島区の情報提供、交通安全・防犯・防災の情報提供、健康・生活関連企業による情報提供

④利用者の自律したセンター運営の推進と共助による地域福祉活動の支援

ア. 利用者の自律したセンター運営の推進

同好会の代表による「利用者代表者会議」をとおして、利用者自らが実行委員として、文化祭や発表会等の計画に参画し、企画立案及び運営する利用者本位のセンター運営を推進する。

イ. 介護ポイント事業等ボランティア活動の支援

老人憩いの家での地域活動の支援ならびにボランティア活動等の地域福祉活動を行っているセンター利用の同好会及び利用者の支援。ならびに市社協の介護ポイント事業の活動支援。

ウ. 老人クラブ活動の支援

単位老人クラブの連合組織である区老人クラブ連合会の事務局を配置し、連合会の運営ならびに行事、イベント等の支援を行う。

⑤世代間交流事業

区内の保育所・学校園の子ども達と高齢者のふれあいづくりとして、「まちたんけん社会見学」(区内の小学生)、「お誕生会」・「盆踊り大会」「きらめき文化祭」(保育所と)、「節分まつり」(子ども・子育てプラザ)を行う。

⑥同好会活動への支援

⑦その他

ア. 同好会主催

囲碁定例会(毎月第3土曜日)、将棋定例会(毎月第4土曜日)、カラオケ発表会(5・10月)

イ. 季節行事

七夕まつり(7月)、風鈴まつり(7～9月)、中央卸売市場買物(11月)